

税の使途について

令和 2 年 3 月 2 4 日
産業廃棄物課

1 税の使途（案）

以下の 2（1）～（4）の御意見等を踏まえた税の使途（案）は次のとおり。

① 産業廃棄物排出量の抑制

- ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化の取組への支援

② リサイクルの推進

- ・ リサイクルの取組への支援
- ・ 産業廃棄物処理業などの環境産業の育成
- ・ 企業間の情報交換ネットワークの構築

③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ 事業者に対する適正処理等の啓発
- ・ 不法投棄未然防止対策の推進

④ 産業廃棄物処理業の振興

- ・ 優良な処理業者の育成
- ・ 処理技術等向上に向けた人材の育成

⑤ 産業廃棄物処理施設の整備促進

- ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用施設整備への支援
- ・ 産業廃棄物処理業者情報の公開
- ・ 処理施設に対する地域住民の安全・安心の確保
- ・ 処理施設の周辺環境整備

⑥ 産業廃棄物に関する県民理解の促進

- ・ 環境教育、学習の振興（産業廃棄物処理施設の活用等）
- ・ 産業廃棄物、税制度に関する県民理解の促進（広報、普及啓発）

⑦ その他産廃税の目的に適合する事業

※ 下線: 追加・修正部分

2 御意見等

(1) 環境審議会の意見 (R元. 10.9 全体会、R元. 11.14 第2部会)

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・排出抑制等が進んで最終処分量が減ることに繋がる施策
 - ・排出抑制、再利用、リサイクル等で廃棄物を削減する事業
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・適正処理のための事業
 - ・税の仕組みや使途、排出事業者責任の啓発
- 産業廃棄物処理業の振興
 - ・優良事業者や人材育成が大切。
 - ・産廃業者は大半が中小企業であり人材育成が必要
 - ・産廃業界のニーズを把握して事業に反映していくことが必要
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・県民への税制度のPR
- その他産廃税の目的に適合する事業
 - ・本来の目的を推進する施策
 - ・目的税であるため使途をあまり広げないこと
 - ・アスベスト問題等新しいニーズ、社会状況等で必要な事業が変わるので効率的で柔軟な対応が必要
 - ・災害廃棄物の処理が産廃ルートでも行われていることの考慮が必要

(2) 多量排出事業者等への聞き取り調査 (12業者)

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・汚泥などの排出抑制、再生利用等の施設整備や技術開発等への支援
- リサイクルの推進
 - ・県の公共工事などへの産廃の再利用
 - ・再生利用を推進する仕組づくり
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・産廃処理施設から発生する有害物質を減らす仕組づくり
 - ・産業廃棄物に係る研修事業
 - ・不法投棄・不正処理への厳しい取締り
 - ・PCB 廃棄物等の適正処理を促進する事業への支援
 - ・不法投棄防止対策事業
- 産業廃棄物処理業の振興
 - ・産業廃棄物業の現場作業の自動化の支援 (焼却炉のピットクレーンの自動化、車両の荷下ろしの自動化パワーゲート車両、場内点検用ドローンの導入支援)
 - ・産業廃棄物業界のイメージをアップするような支援
 - ・産業廃棄物処理業者の人材育成事業

- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の施設整備や施設に対する理解促進事業などの支援
 - ・産業廃棄物最終処分場の周辺住民の理解を促進する事業への支援
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・地域の小学生を対象とした環境教育
- その他産廃税の目的に適合する事業
 - ・税の目的どおりの使用

(3) 排出事業者、中間処理業者へのアンケート調査 (432業者)

排出事業者	中間処理業者	内容 (複数回答可)
46%	44%	1 産業廃棄物の排出抑制
59%	67%	2 産業廃棄物の再生利用の推進
28%	17%	3 産業廃棄物処理施設の整備促進
23%	15%	4 優良処理業者の育成
11%	19%	5 処理施設に対する地域住民等の理解促進
38%	20%	6 産業廃棄物の適正処理の推進
14%	14%	7 環境教育、広報活動の推進
14%	8%	8 産業廃棄物処理施設の周辺環境に対する調査監視
23%	31%	9 排出事業者に対する啓発の推進
11%	12%	10 その他新たな活用方法

「10 その他新たな活用方法」の内訳

- 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・廃プラスチック類の処理能力の増強と発生の抑制
- リサイクルの推進
 - ・廃プラスチック類の再生利用の推進
 - ・再生・再資源化が困難とされている廃棄物の対策費用
 - ・エコ・リサイクルの研究開発
- 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・施設の改善・新設及び高度化の促進に関する支援制度
 - ・廃棄物処理施設の充実化
- 産業廃棄物に関する県民理解の促進
 - ・エコ・リサイクルの研究開発
- その他産廃税の目的に適合する事業
 - ・生分解性プラスチックの研究開発

(4) 業界団体 (9 団体)

福島県産業資源循環協会	福島県中小企業団体中央会	福島県森林組合連合会
<p>(一財) 福島県産業資源循環協会</p> <p>① 産業廃棄物税活用事業 (充当事業) に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本税の目的は、「産業廃棄物の排出を抑制し、再生利用や減量化、適正処理の施策をより一層推進する」としている。 ・ 平成 27 年度から 30 年度の充当事業実績一覧の 4 ヶ年合計をみると、各事業の全体に占める割合は、排出抑制が 5%、リサイクルの技術・体制構築への支援が 6%、産業廃棄物処理施設の整備促進が 15%、環境教育が 6%、優良な処理業者の育成が 1%、事業者に対する適正処理等の啓発が 8%、不法投棄未然防止対策が 27%、その他事業が 33%となっており、充当事業に偏りが見られるので、バランスよく配してほしい。 ・ 環境調査やモニタリングについては、地域住民の不安を払拭するために、引き続き、実施してほしい。 ・ 産廃処理施設等理解促進支援事業については、公募が遅く、審査期間が非常に長い。ため、実施期間が短くなっている点については、改善してほしい。 ・ 環境教育に関する事業については、冊子等を学校に配布するだけでなく積極的に、民間施設の活用を推進してほしい。 ・ 産業廃棄物処理業務研修会については、新任者対象だけでなく、管理技術に関する専門的な内容の研修会の開催も実施してほしい。 ・ 産業廃棄物処理業界の人材育成については、産業廃棄物の適正処理向上に欠かせないものであるため、産廃税を活用して (公社) 全国産業資源循環協会や (一財) 日本環境衛生センター等の公益性のある法人が実施する適正処理に係る講習会、検定等の費用の一定額の助成事業を導入してほしい。 ・ 不法投棄防止総合対策事業については、目撃情報提供の呼びかけ、不法投棄の罰則・危険性の周知等の対策を強化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も同様の事業を実施してください。 ・ 法定外目的税として、その用途は適切であると思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物抑制のみならず、県民に対する廃棄物削減の課題意識や学習の機会を設けていることは、非常に意義のある税活用であると存じます。

<p>② 今後の産業廃棄物税活用事業（充当事業）に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税の目的である産業廃棄物の排出抑制をより一層進めるため、排出事業者に対し、排出抑制に関して啓発を促す対策を講じてほしい。 近年、予想を上回る災害が多発しているため、被災して稼働できない処理業者等への設備復旧へ支援してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理の啓蒙活動にさらに力を入れてください。廃棄物は身近なもので必ず発生しますが、遵守する法律は難解なので、産業廃棄物の排出者や処理業者向けに法律の解釈や理解促進の定期的な活動の充実、排出者用・処理業者用の詳細な業務手引き作成と配布等をお願いします。 排出抑制、減量化を促進していく意味でもっと排出者に周知させていく事が大切と思います。排出者が直接的に関与しない場合があるので、排出者の理解が必要だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ふくしま子ども自然環境推進事業については、なぜ廃棄物削減をしなければならぬのかという目的意識、自然保護や廃棄物が増加することによる影響を学ぶことができる非常に有意義な事業であると考えられる為、継続をお願いしたい。 また、食品ロス削減推進事業においては、食べ残しゼロ協力店へ掲示をされている認定証に木材を活用して頂いており、木材活用の観点からも今後も配布を続けていただきたい
<p>③ その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業について、事業の実施成果など事業評価（数値化を含む）を実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし 	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし

※御意見のあった団体のみ記載。